第１２章 販売取扱所の基準（危政令第１８条）

第１　販売取扱所の区分

販売取扱所は、危険物を容器入りのままで販売する取扱所であることから、危政令第２７条第６項第２号の基準に適合しない行為は認められないものである。したがって、販売取扱所において自動車等への給油又は石油類等の詰替えを行うことはできない。

第２　取扱数量の算定

店舗内に収納された危険物の総量とする。

第３　販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

１　第１種販売取扱所（危政令第１８条第１項）

⑴　位置（第１項第１号、第２項）

販売取扱所の用に供する部分は、幅員４ｍ以上の道路（危省令第１条第１号に規定するものをいう。）に面して設置するよう指導すること。

⑵　建築物の構造（第１項第３号、第４号、第５号）

ア　建築物の一部に設ける販売取扱所の隔壁（危政令第１８条第１項第３号ただし書に規定する隔壁をいい、上階がある場合の上階の床を含む。以下販売取扱所の基準において同じ。）は、障壁とするよう指導すること。

イ　床は、耐火構造とし、又は不燃材料で造り、危険物が浸透しない構造とすること。

ウ　販売取扱所に雨よけ又は日よけを設けるときは、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができる。

⑶　窓及び出入口（第１項第６号）

隔壁に開口部を設けるときは、次により指導すること。

ア　出入口を設けるときは、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）とすること。

イ　隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

⑷　配合室（第１項第９号、第２項）

危険物を配合する室は、次によること。

ア　壁及び屋根は、耐火構造とするとともに、窓を設けないよう指導すること。

イ　貯留設備として「ためます」を設ける場合のためますの大きさは、縦、横及び深さが３０ｃｍ以上又はそれと同等以上の容量とすること。

ウ　可燃性蒸気等の排出設備は、「換気設備及び可燃性蒸気等の排出設備の設置基準」（別記１）によること。

エ　採光のため、照明設備を設けるよう指導すること。

⑸　販売取扱所内に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次によること。

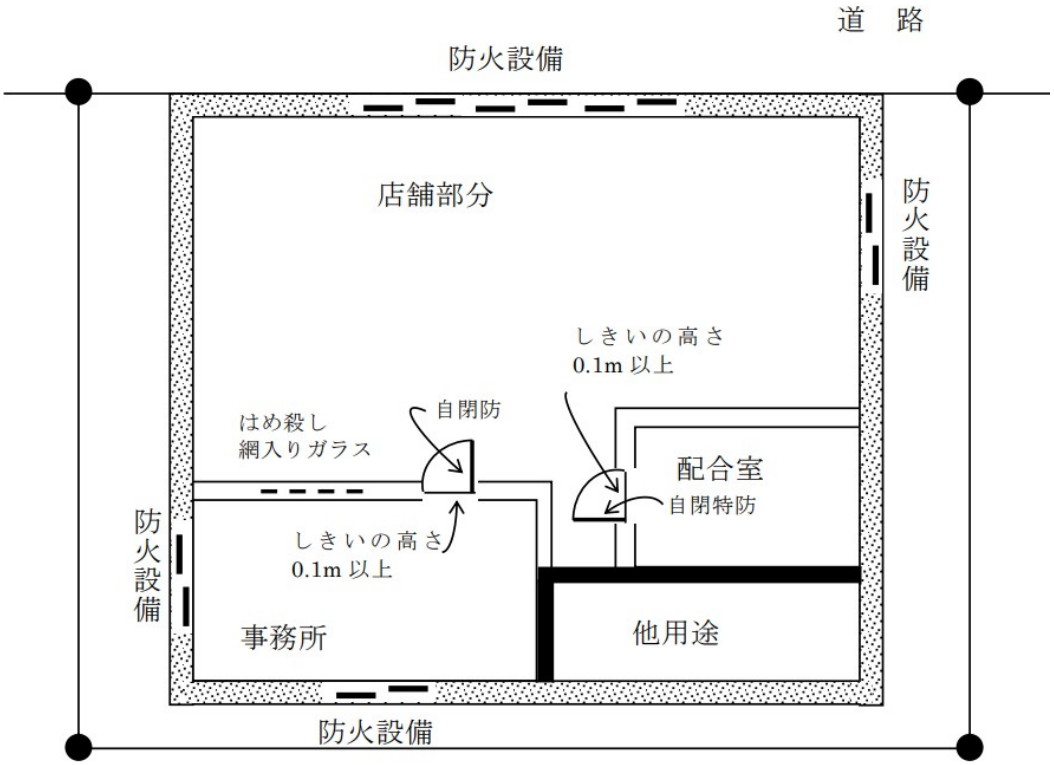
ア　耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画すること。

イ　出入口は、自動閉鎖の防火設備を設けること。

ウ　出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

エ　店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入りガラスとすること。

オ　出入口のしきいの高さは、床面から 0.1m以上とすること。



２　第２種販売取扱所（危政令第１８条第２項）

⑴　建築物の構造（第２項第１号）

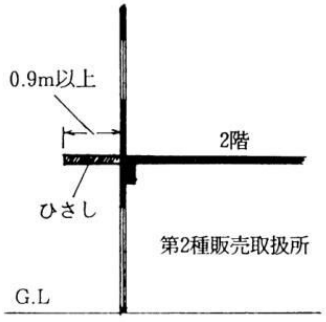
建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分の壁（上階がある場合の上階の床及び地階がある場合の販売取扱所の用に供する部分の床を含む。）は、障壁とするよう指導すること。

⑵　上階への延焼防止の措置（第２項第２号）

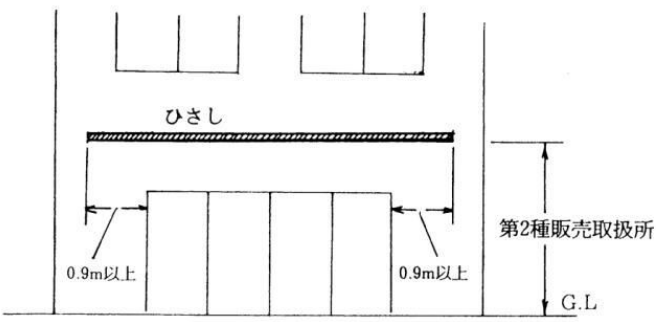
「上階への延焼を防止するための措置」とは、次のいずれかの措置をいうこと。

ア　第２種販売取扱所の外壁の上階との境界に、例図１及び２に示すとおり、耐火構造のひさし（ひさしの突出部分の長さ及び幅は、１階の開口部の位置から、それぞれ０．９m以上とする。）を設ける。（昭和 46 年消防予第 106 号）

例図１

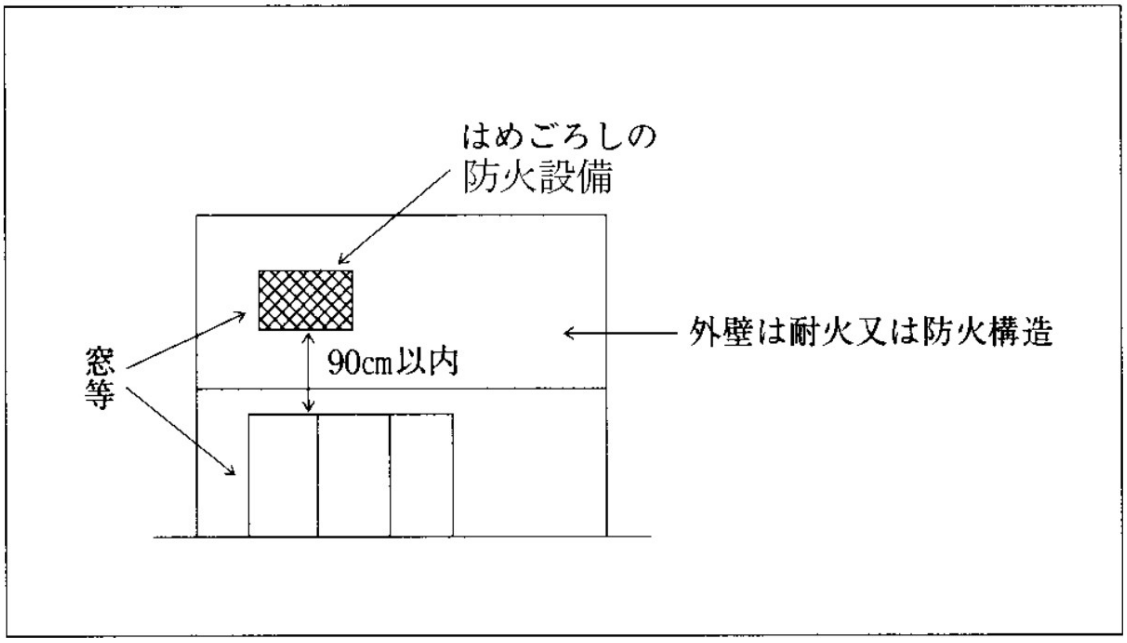


例図２



イ　第２種販売取扱所の上階の外壁が防火構造であり、かつ、当該販売取扱所の開口部に面する側の直上階の開口部にはめごろしの防火設備を設ける。（昭和 48 年消防予第 121 号）

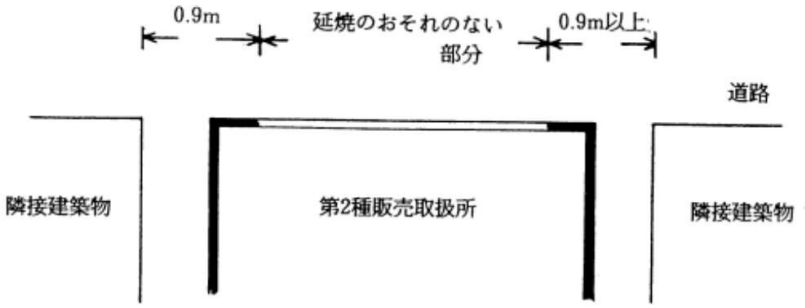
上階への延焼を防止するための措置例



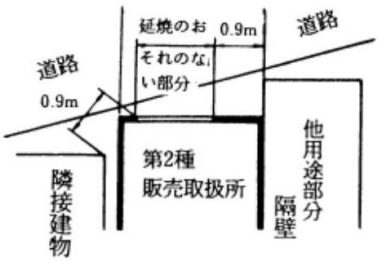
⑶　窓（第２項第３号）

ア　「延焼のおそれのない部分」は、第２種販売取扱所に隣接する建築物の外壁（建築　物の第２種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から、例図１、２及び３に示すとおり、それぞれ０．９m以上離れた部分をいうこと。（昭和 46 年消防予第 106 号）

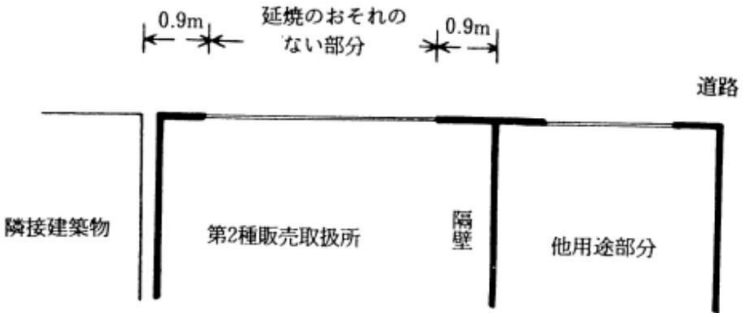
例図１



例図２

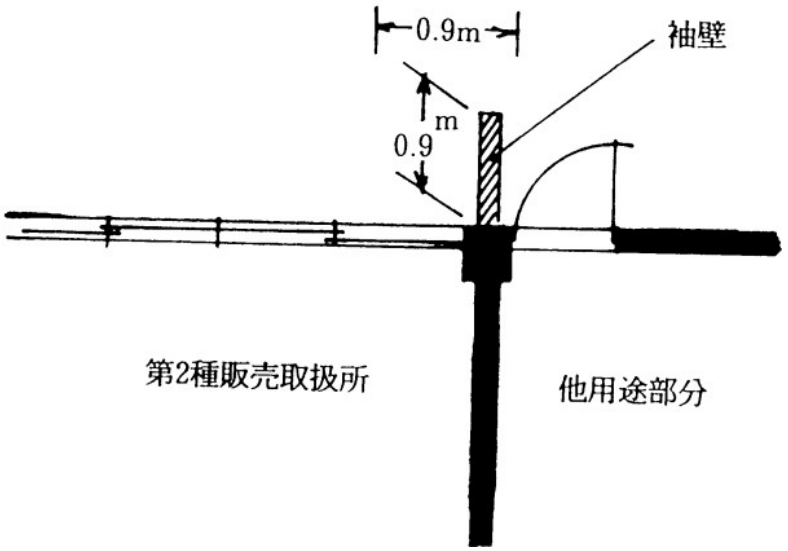


例図３



イ　第２種販売取扱所の外壁に、例図４に示すとおり、長さ０．９m以上の耐火構造の袖壁を設けた場合、隣接する建築物の外壁（建築物の第２種販売取扱所の用に供する部分以外の部分との間に設ける壁を含む。）から０．９m以内の部分であっても、「延焼のおそれのない部分」として取り扱うものとする。（昭和 48 年消防予第 121 号）

例図4



ウ　隔壁には、窓を設けないこと。ただし、防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。（昭和 51 年消防危第 23-3 号）

⑷　出入口（第２項第４号）

「延焼のおそれのある壁又はその部分」とは、⑶アの「延焼のおそれのない部分」以外の部分の壁又はその部分（隔壁を含む。）をいうこと。